

令和6年11月11日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市上下水道事業運営審議会（水道事業）  
会 長 酒 卷 貞 夫

鴻巣市の適正な水道料金の水準について（答申）

令和6年1月11日付け鴻経第478号により諮問を受けた、鴻巣市の適正な水道料金の水準について、当審議会では慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えますので、施行にあたっては特段の配慮をお願いします。

記

1 答申

本市の水道事業は、市の全施策の目指す姿を示した最上位計画である「総合振興計画」において、安全・安心に関する政策の一つとして、上水道の安定供給の施策に位置付けられており、まちづくり市民アンケートの満足度も高く、安全な水道水を安定的に供給するという目標を達成している。しかし、昭和37年の給水開始以降、人口増加や生活水準の向上による水需要の増加及び給水区域の拡張に対応するために整備を進めてきたが、その施設や管路の老朽化及び耐震化に伴う多額の更新費用が見込まれており、また、少子高齢化に伴う人口の自然減少や節水機器の普及などによる料金収入の減少により、厳しい経営状況が続いている。さらに、県は、58市町に供給している水道用水の料金を令和8年4月から値上げする方針を令和6年7月1日に発表した。

このような状況において、鴻巣市水道事業ビジョンに掲げた本市水道事業の理想像である「地域とともに、信頼を未来につなぐ鴻巣の水」を達成するためには、更なる費用の削減と収益の確保が求められている。

このため、当審議会において、5回にわたり慎重な審議を重ねたが、令和3年度から続く有収水量の減少、また、昨今のエネルギー価格の高騰に伴う動力費の増加、人件費や材料費などの物価上昇による維持管理費の増加が見込まれる経営環境においても、水道サービスを持続的かつ安定して利用者に提供していくため、水道料金の改定はやむを得ないものと判断するに至ったものである。

## 2 審議結果

- (1) 料金の算定期間は、「鴻巣市水道事業ビジョン（令和5年3月改訂）」における事業計画期間が令和9年度までであることを踏まえて、令和7年度から令和9年度までの3年間とする。
- (2) 最新（令和5年度）の決算を踏まえて、財政シミュレーションを行った結果、令和8年度に単年度収支の赤字が見込まれることから、改定時期は、令和8年4月1日とする。
- (3) 将来の財政収支見通しや算定期間内の総括原価などに基づいて検討した結果、平均改定率は23%程度（県水受水費増加分7%を含む）とする。
- (4) 基本料金収入割合は、現状を維持する。
- (5) 昨今の経済、物価動向の変動による様々な影響を、一般家庭及び企業なども受けていることを鑑み、料金体系は、負担の程度に差をつけずに、現行の料金に対し、一律に平均改定率を乗じたものとする。
- (6) 基本水量を廃止すると、少量使用者は料金改定の影響を大きく受けることから、基本水量制については、現行を維持する。

## 3 料金改定案

審議会の審議を反映した料金改定案については、別紙、新旧料金比較表のとおり明示する。

## 4 附帯意見

- (1) 財政収支の改善を料金改定のみ依存することなく、引き続き、広域連携や官民連携の推進による経費の削減、広告収入などの多様な収益の確保に努めるとともに、水需要の動向を踏まえた浄水場の統廃合や施設の更新に合わせた施設能力の見直しによるダウンサイジング、設備の台数削減のほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、更なる事業

の効率化に努めて、経営基盤の強化を着実に図ること。

- (2) 本市の料金改定が、平成20年度に実施した1市2町の合併に伴う料金統合や消費税率改定を除くと、平成8年度以来の約30年ぶりであることや、平均改定率が23%程度と高いことに留意し、十分な周知期間を設け、利用者に対し、様々なメディアを活用して、理解を得られるように努めること。また、料金改定後も水道は生活に欠かすことができないことから、利用者に対して、丁寧に対応すること。
- (3) 水道事業の将来にわたる安定的な経営の継続に向け、基本料金収入と従量料金収入の割合、使用者の負担の公平性を考慮した施策を検討すること。
- (4) 水道は、日常生活に欠かすことのできない重要な社会資本である。近年、頻発する大規模地震や大型化する台風などの自然災害対策として、引き続き、施設や管路の耐震化事業、水害対策を促進し、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴い、サイバーセキュリティ対策などを実施し、事業を継続するための強靱さ（レジリエンス）の向上に努めること。
- (5) 令和9年度に予定される鴻巣市水道事業ビジョンの見直しの際は、改めて、適正な料金水準を検討し、これ以降も3年から5年程度を目安として、継続的に検討すること。

## 別紙

## 新旧料金比較表

種別	口径又は使用水量	料金（消費税抜き）		
		改定案	現行	改定額
基本料金（1月につき）				
	13ミリメートル	1,210円	980円	230円
	20ミリメートル	1,210円	980円	230円
	25ミリメートル	1,850円	1,500円	350円
	30ミリメートル	2,100円	1,700円	400円
	40ミリメートル	2,460円	2,000円	460円
	50ミリメートル	3,080円	2,500円	580円
	75ミリメートル	3,690円	3,000円	690円
	100ミリメートル	4,310円	3,500円	810円
従量料金（1立方メートルにつき）				
	0～8立方メートル※	0円	0円	0円
		185円	150円	35円
	9～20立方メートル	185円	150円	35円
	21～30立方メートル	210円	170円	40円
	31～40立方メートル	220円	180円	40円
	41～100立方メートル	235円	190円	45円
	101立方メートル～	245円	200円	45円
臨時用（1立方メートルにつき）				
	1立方メートル～	555円	450円	105円
共用給水装置（全口径共通）				
	共用給水装置は、口径13ミリメートル及び口径20ミリメートルの改定率に準じる			

※1 従量料金0～8立方メートルの上段は口径20ミリメートルまで、下段は口径25ミリメートル以上を示す。

※2 臨時用は、用途として工事、興行その他臨時の用に使用するものを指す。

※3 共用給水装置は、給水装置を2世帯以上又は2箇所以上で共用するものを指す。